

随意契約の内容の公表

担 当 部 課	こども子育て部 こども家庭課	
契約締結年月日	令和8年4月1日	
業 務 名	尾張旭市発達支援連携事業委託業務	
業 務 の 概 要	発達障がいを専門分野とする小児科医及び心理職による発達障がい等の子どもの成長発達に関する支援	
契約金額(税込)	1,467,600円 ※ 単価契約に当たっては、契約金額に予定数量を乗じて得た予定金額も記入すること。	
契約の相手方	独立行政法人労働者健康安全機構 旭労災病院	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 (該当する□欄に印をつけること)	
	<input checked="" type="checkbox"/> 第2号	その性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき。
	<input type="checkbox"/> 第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、役務の提供を受ける契約をするとき。
	<input type="checkbox"/> 第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	<input type="checkbox"/> 第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	<input type="checkbox"/> 第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
	<input type="checkbox"/> 第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
<input type="checkbox"/> 第9号	落札者が契約を締結しないとき。	
随意契約理由の説明 及び 契約相手方の選定理由	旭労災病院は、発達支援外来において、専門医及び心理職の配置により、発達障害の診断・治療及び保護者等への指導・助言等の体制が整備されており、本市こどもの発達センター設置当初から専門医による「こどもの発達専門相談」の実施、本市における発達支援連携体制整備等に対する専門的な助言・指導等、医療の枠を超え、行政と連携し、親子支援できる体制を構築している市内で唯一の機関であり、同様の機関は他に存在せず、このことから、旭労災病院を選定した。	

※ 契約内容についてのお問い合わせ先は、こども子育て部こども家庭課

こどもの発達センターです。